

## 従量制申込みに関する確認書

- ・メーター取付に関する工事費用は自己負担になります。  
(但し、メーター本体は町が支給)
- ・工事が完了し、従量制に変更した後は定額制へ戻す事は出来ません。
- ・お申し込み後、工事の保留や連絡が取れない等で年度内の工事期間（5月～11月中旬）に工事が完了されなかった場合、お申し込みは取消となり、定額制の料金をお支払いいただきます。
- ・従量制申込みに必要な範囲内において、町内指定業者へお客様の情報をお知らせします。(住所・電話番号等)

以上の事を係員から説明を受けて確認し、従量制を申込みます。

令和 年 月 日

お名前 \_\_\_\_\_